

広島県告示第六百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和六年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員 東部建設事務所に所属する 次の職員 新家 治	委 任 し た 事 務 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費（当該出納員の所属する当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	委任した年月日 令和六年六月六日
---	--	---------------------